

第三日 平成二十八年三月十日

開 議 午前九時五十八分

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。定刻よりちょっと早いんですけども、皆さんおそろいになりましたので。

明日三月十一日は、東日本大震災から五年となります。

平成二十八年第一回定例会の最終日に当たり、ここで犠牲者のご冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思います。傍聴者の皆様もご協力をお願いいたします。

黙禱をお願いします。黙禱。

〔黙 禱〕

黙禱を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、諸般の報告を行います。

三月八日付で今定例会に議案が一件追加提案されたため、お手元に配付のとおり、同日付で受理しましたのでご報告いたします。

日程第二、議案第二十九号を追加上程し、町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、早速、追加提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第二十九号藤崎町副町長の選任の件。このたび私が当職に就任して以来、空席となっております副町長に五十嵐

晋氏を選任いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

五十嵐氏は、昭和五十五年三月、東京水産大学を卒業後、同年四月から旧藤崎町職員に奉職以来、農政部門、財政部門、総務部門、教育委員会等を経た後、平成二十二年四月には福祉課長、平成二十四年四月には総務課長に就任し、現在は総務課参事としてその豊富な行政経験と知識を生かし職務に精励いただいているところであります。

同氏は人望も厚く、誠実な方であるとともに、客観的かつ冷静な判断ができる方であることから、私の補佐役として適任であり、町民が主役の活力あるまちづくりの実現のためにご尽力いただけるものと確信しておりますので、地方自治法の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

なお、同意を得ましたときは、四月一日付で選任したいと考えております。

以上、追加提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴いご質問に応じ、詳細にご説明申し上げたいと思います。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう心からお願い申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

日程第三、発議第一号T P P協定の国会批准をしないことを求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第一号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

これから発議第一号を採決いたします。発議第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第一号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いについては本職に一任願います。

日程第四、発議第二号藤崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償の額等並びにその支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第二号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

これから発議第二号を採決いたします。発議第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第二号は原案のとおり可決されました。

日程第五、発議第三号藤崎町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第三号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

これから発議第三号を採決いたします。発議第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第三号は原案のとおり可決されました。

日程第六、報告第一号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第一号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第一号は承認することに決定しました。

日程第七、報告第二号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これで報告第二号を終わります。

日程第八、諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第一号を採決いたします。諮問第一号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、諮問第一号は原案のとおり適任と認めることに決定しました。

日程第九、議案第一号藤崎町行政不服審査会条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第一号を採決いたします。議案第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第一号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第二号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二号を採決いたします。議案第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第三号藤崎町職員の退職管理に関する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三号を採決いたします。議案第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第四号藤崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四号を採決いたします。議案第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第五号藤崎町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本議案でありますけれども、前の第四号とも関連するんでありましょうけれども、人事評価制度を導入するということ

と、分限の規定を明確にするというようなことが含まれるんだらうと思いますけれども、人事評価制度をどのような形で導入していこうとしていらっしゃるのか。試行もこの間やってきたというような説明を受けているわけでありましてけれども、内容を明らかにしていただきたい。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま人事評価の内容の件でございますが、人事評価制度そのものは、私どもの藤崎町におきましては平成二十二年から六年間の試行を行ってきております。

人事評価の内容といたしましては業績評価と能力評価、これを二つに分けて評価をします。業績評価のほうは、職務上の課題について、解決したかしないかというものの判断が主な内容でございます。それから能力評価でございますが、能力評価は職員の行動や能力についての評価をするものであります。

評価する者のお話でございますが、一次評価、二次評価というふうに二人の方が評価することになります。一次評価につきましては被評価者の上司の方、そのまた上司の方が二次評価をするという形になって評価を行うものでございます。評価そのものでございますが、A、B、C、Dの四段階で評価をして、それぞれの項目の合計点数をもちまして最終評価という形になるものであります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

業績評価、仕事の課題を達成しているかどうか、あるいは能力評価の面で、国の例で言いますと、例えば課長は構想、

判断、組織統率力といいますか、こういうものなどについて考えているんだということなんですけれども、藤崎町の場合は、先ほど課長が業務評価については業務達成、課題達成が中心ですとかという説明をしたんですけれども、業績評価、能力評価の細かい内容というのか、その辺はどういうふうになるんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

業績評価と能力評価の内容というお話でございますが、業績評価につきましては、年度当初、各職員がそれぞれ目標の設定をいたします。その目標の設定に対しまして、目標が完成されたかされないかというふうな程度で判断をしております。

それから、能力評価でございますが、能力評価につきましては、着眼点といたしましては、まず完璧に行われているかどうかなのか、その辺をA、B、C、Dで評価をしていくものであります。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

公務労働の場合の悪いところというのは、国においても、あるいは地方においても縦割りであるというようなことから出てくる弊害、仕事に責任を持っているようで最後は責任を持たない、そういうようなことだとか、そういう点で業績や能力評価を導入するということは、それなりの価値があることだと思いますけれども、でも、能力評価というか、これをやり過ぎるとまたさまざまな弊害も出てくるという問題でもあります。

そこで町長にお聞きいたします。課長なら課長で言えば、二人が評価することになるんだということで、町長もその一

人に入るのかなという、副町長なのか、その辺はわかりませんが、能力評価あるいは業績評価、こういうのを実際にやっていく上で、どんなことを今後は手始めに注意しながらやっていこうというふうなお考えなのかどうか、その辺をお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

先ほど総務課長から説明ありましたけれども、六年前から実験的にやってきたというのが我が町の人事評価でございます。私、就任してから今五年目に入りますけれども、町長が人事評価するのは課長級のみでありまして、課長が持ち場、持ち場の職員を評価すると、一次、二次という話をされましたけれども。

まずは、私は地方公務員であれ国家公務員であれ、一度入ったら保障されるというのが大きな限定であって、一人一人の前に取り組む姿勢が、今百四十人の職員がいますけれども、多少なりとも人によってはちょっとした意識が、一生懸命やっている割には意識が低い人とかあります。これは職員一人一人の服装を見ても皆さんも感じ取れると、そう思っております。一人一人の職員が本当に町民の公僕として何ができるか、どういうことを意識して町民の奉公をするか、そういうことをもっともっと真剣に考えて、町活性化のために、まずは人事評価をした上で前向きに進んでいくというのが私は当面の課題だろうと、そう思っております。

ただ、我が町の職員にも職員組合がありまして、職員組合の団体交渉も年に二回ほどありますけれども、その中でもまた行き過ぎた人事評価はくれぐれも気をつけながら進めさせていただきたいという要望も出されていますので、良識ある判断で一人一人のスキルアップを図って、なおかつ町政全般を加速化させるために鋭意検討していきたいと、精査していきたいと、そう思っております。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今、町長のお話には、課長クラスの評価についてはそれはそれなりに進むし、また必要なものかなと思いますけれども、翻って一般職員、これを上司が二名ほど、一人は課長でしょうけれども、もう一人ほどで評価するというようなことですけれども、町長の答えにもあったんですけれども、職員組合と年二回ほど団体交渉しているんだと。余りに少ないなというふうにも思いますけれども、いずれにしてもこの問題について職員組合から出されている要望について、もうちょっと具体的に明らかにしていただきたいということと、それから、課長クラスでない職員の場合の評価の結果というのは、これを見たいんだとか、あるいは知らせてほしいとか、今までもあるいはまた一方、評価で結果が知らされないという問題もあるわけでありまして。この辺はどういうふうにカバーされるのか、その辺二点についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいまのご質問一点目は、評価された人間に対する公表と申しますか、お知らせをする部分が一つと、それと職員組合のほうからの人事評価に対する要望というお話でございますが、まず公表に関しましては、被評価者と面談を行うことになっております。その面談を経た後で、いわゆる評価の点数につきましては各人にお知らせするというふうな形をとっております。

それから、職員組合からの要望というお話でございますが、職員組合のほうからは、相対的な評価ではなくて絶対評価

を行ってほしいというふうな要望がありました。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

相対評価でなくて絶対評価にしてほしいという中身はどういうことなんですか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

とにかく評価といいますと、この人と比べていいとか、この人と比べて悪いとかというふうな評価をされるわけなんですけれども、それではなくして、やった事実がいいことなのであればしっかりと評価してほしいということでございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五号を採決いたします。議案第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第六号藤崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六号を採決いたします。議案第六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第七号藤崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七号を採決いたします。議案第七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第八号藤崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八号を採決いたします。議案第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第九号藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九号を採決いたします。議案第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第十号地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例の整備等に関する条例附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる藤崎町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十号を採決いたします。議案第十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第十一号藤崎町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十一号を採決いたします。議案第十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第十二号藤崎町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十二号を採決いたします。議案第十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第十三号藤崎町町営住宅条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十三号を採決いたします。議案第十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第十四号スポーツプラザ藤崎等の指定管理者の指定の件を議題といたします。

本件について、相馬勝治君は地方自治法第百十七条の規定に該当し、除斥の対象となりますので、退席を求めます。

〔九番 相馬勝治君 退席〕

○議長（野呂日出男君）

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十四号を採決いたします。議案第十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時二十六分

再 開 午前十時二十七分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第二十三、議案第十五号藤崎町文化センター等の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十五号を採決いたします。議案第十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第十六号道路認定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十六号を採決いたします。議案第十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第十七号平成二十七年度藤崎町一般会計補正予算（第五回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

補正の二十四ページですけれども、十三節の委託料ですね。ことしは少雪で非常に過ごしやすい冬だったと思うんですけれども、これ補正になっていますけれども、こちら辺のところはどういうふうになるのか説明願います。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えいたします。今回の補正については、毎年のように除雪委託契約をしておりますけれども、その中で、その内容

についてはあくまでも十六工区の分、夜間一斉出動ということで予算計上しているものでございます。そして契約しているものでございます。

今回、一月の中旬以降に一度大雪に見舞われまして、日中の除雪をやむを得なく出動させなければならなくなったということから各社調整しまして、日中除雪ということで対応してくれということ、夜間出動で対応してもらっている関係で日中除雪の分は委託料に計上していないものですから、急遽出動ということで予算計上したものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

ということは、通年であれば日中の除雪というのは対象外になって予算に盛らないというふうな、それで解釈してよろしいですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。基本、除雪の委託計画については日中除雪は入っておりません。夜間の一斉出動ということで考えておりましたので、その辺は予算計上しておらない状況でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと二十三ページの六款三目の農業振興費でございます。その中で、担い手確保・経営強化支援事業費補助金五千百六十四万ほどになっておるんですけれども、提案理由の中でも機械だとか施設整備など、それらに対応するものでもあると。補正対応だったんだというふうなことなんですけれども、これは実態的に申し込み希望というのをどれぐらいの人が申し込みをして、実際どういうふうの評価されていたのか、その辺のことをご説明願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

お答えいたします。担い手確保・経営強化支援事業費補助金でありますけれども、この補助金はどういう内容かといいますと、人・農地プランに位置づけられた認定農業者が、売上高の拡大や経営コストの縮減などに意欲的に取り組む地域担い手が融資を活用して農業用機械・施設を導入することへの補助金であるというふうに定義づけられるわけなんですけれども、今回この補助金については、平成二十七年度の国の補正予算絡みで出てきました。ということで、最初は一月七日に県のほうから、その必要量をその日のうちに報告しろということでありまして、町としましては全町民に要望をとることができませんでした。しからば、どういった手法をとったかといいますと、二十八年度に経営体育成支援事業費補助金で申請している人、十九名いたわけなんですけれども、その中から、この事業に要望するというのであればということで要望をとっております。その結果、藤崎中央区の方が三経営体、常盤地区の経営体の方が十一件ございました。五千百六十四万五千円の内訳は、藤崎中央地区が七百十五万、常盤地区は四千四百四十九万五千ありましたが、ただ、それぞれ国のほうはポイント制をしいておりまして、例えば経営拡大、面積が拡大であれば三ポイント、六次化に取り組んでいけば一ポイント、経営複合化に取り組んでいけば二ポイント、新規就農者であれば二ポイント、女性で

あれば三ポイントと、こういうふうにポイント制でしいております。その結果、藤崎中央地区のポイントは三・三ポイント、常盤地区のポイントは二・七ポイントしかございませんでした。それで、ちなみに三月三日、県のほうから今回の一次配分については八・五ポイント以上で採択されるというふうな連絡がございましたので、結果的には藤崎中央地区あるいはまた常盤地区とも今回は採用となっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

T P P 対策絡みということも含まれたのかもしれませんが、国の対策費が一次、二次を合わせますと五十四億円ほどだというふうに委員会では説明を受けたんですけれども、なおかつ、二分の一だから、二分の一は農協等、金融機関からの融資もやってくれというようなことでスタートしたということなんですけれども、実際、確定、三月の段階の対象にならなかったという前に金融機関に行ったりして大変な労力もかけたんですけども、だめだったというようなことで、落胆や失望している農業者の方がたくさんいるんですけれども、いずれにしても、そうするとこの予算五千百万円ほどというのは、また復活して何か五十四億円じゃなくて、もっと増額するじゃと、あと五十億円も増額するじゃと、そういう見通しはあるんですか、ないんですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

国の補正予算全体では五十四億円でしたけれども、今回の一次配分については九割配分であると、残りの大体一割分については二次配分にするということで通知が入っておりますけれども、今回採択されなかった地域も二次要望に要望す

るということで手続をとっております。ただ、国の方針としては八・五ポイントを下回らないのではないかとということで連絡を受けております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

連絡を受けているじゃなくて、つまり要望を出してくれ出してくれと言っているながらポイント数で、初めからそういうことであればまだ申請者にそんなに落胆や失望を与えないんだと思うんですけれども、いずれにしても二次募集にエントリーはしているけれども、ポイントというか採択基準というか、そういうものにはほとんど当たらないだろうなという事は普通想像されるわけですよ。ですから、具体的に言えば、予算は計上したけれども、現時点でもほとんど不用額として落とされてしまうんだというような見通しにならざるを得ないんじゃないですか。その辺はどういう、国の補正額がもっと上がるというか、そういうような見通しがあるのかということと、不用額になるのは見えてもあったんだなど、そういうふうに理解しているんですけれども、そういう理解でよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。（「町長、町長」の声あり）町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

大変残念なことに、農政課も農家の皆さんといろいろ細かい精査しながら準備を進めてきましたが、日本全体での五十四億円という予算枠がありまして、しかも農水省のいわゆる四十七都道府県に通知するのも早急であって周到な準備ができなかったため、農政課の職員も一生懸命かかったんですが、こういう結果になりました。

二分の一の担い手のための機械購入のためのそれは、恐らく今回の二十七年度の補正予算は五十四億円で私は終わるだ

ろうと、そう思っています。しかしながら、補正予算というのは急に出てきて急に対応せというのが大体通常の国の例でありまして、それでも-%の可能性があったら進めということで私からも指示を出したところでございます。

ただ、今回の一次募集にしても二次募集にしましても、相当厳しいハードルがあるということは文書の中でも通知していきまして、その辺は農家の方が、後ほどこういう形になったということで残念ながらという電話を一人一人にお伝えしたところ、ほぼ納得したところでございます。

ただ、補正予算というのは農水省に限らず国土交通省も急に来る、それに対応できるような、担当課でも事業計画、あるいは出先機関を県であれ、あるいは中南県民局であれ、やっぱり通常、アンテナを張って回って努力しながら、少しでも可能性があったら向かうというのはこれからも継続していきたいと、そう思っています。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

少しでも可能性があればということで進める、そういう準備が必要だというのは間違いないんですけども、設備更新やあるいはまた機械の更新に現下の農業情勢の中でこれをやるとすれば、五十四億円は少な過ぎるというようなことでもあるわけでありまして、課長の尻をたたくだけでなく、代議士の尻でもたたくようなことを町長にもぜひやっていただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、無理なものは無理というか、その辺のことをしっかり申請者にお伝えするということが大事なのかなというふうに思っております。

それで、次の質問なんですけれども、十三ページです。町債、その中で一般補助（補正予算債）五千五百五十万ほどですよ。自治体情報システム強靱性向上事業というようなことで、マイナンバー関連なのかなというふうな、そういう

説明の記憶があるんですけども、これは強靱性を具体的にはどのようなことをやろうとしていらっしゃるのか。

その前に、これに関連して、そもそもマイナンバーのセキュリティー対策というのは一回やればいいというわけじゃなくて、どんどん進めていかざるを得ないという側面を持っているわけでありまして。基本的な考え方として、一〇〇%のセキュリティー対策というのは私はあり得ないような状態ではないかなという、防衛省でも、防衛関連産業の機密でもパクられているというか、そういう疑いがあるわけでありまして、いずれにしてもその辺の認識ですね。一〇〇%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築というのにはあり得るのかどうかという基本的な問題、認識と、今回これにやろうとしているのはどういう内容なのか、そのことをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

質問でございますけれども、この起債とそれから十ページでございます地方公共団体セキュリティー公共化対策補助金ということをあわせて、今回歳出のほうでは自治体情報システム強靱性向上モデル事業ということで、六千八百万の事業を実施するものでございます。今回、国の補正予算によりまして、自治体のコンピューターセキュリティー環境を向上させなさいといったことから取り組むものでございまして、内容といたしましては、我が町の情報が入ってくる情報系のほうの入り口でありますプロキシサーバーの更新とともに、それを町のネットワークの中につなげていくというふうな作業を行うものでございまして、これは平成二十二年に入れておりますプロキシサーバーの更新を行うものでございます。

今、設問の中には情報漏えい等の対策は大丈夫なのかということでございますけれども、機械も新しくしますけれども、利用する職員個人のモラルが非常に大切になってくると思います。そういう点から、機械はもちろんですけれども、職

員への周知徹底、セキュリティーに対する対応といたしますか考え方、意識をさらに高めていくようにしたいと思います。
以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。横山哲英君。

○十二番（横山哲英君）

二十八ページの委託料、「一位の木」について教育委員会のほうにお尋ねいたします。この委託料は徳下地区の一位の木でございますか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

ただいま横山議員のおっしゃったとおりでございます。

○議長（野呂日出男君）

横山哲英君。

○十二番（横山哲英君）

五万二千円の減額となっておりますけれども、旧常盤の村の木ですよ。制定した「一位の木」なんですけれども、今の現状の状態、どのように教育委員会では把握しておりますか。もう相当寿命みたいに私は見受けられますけれども、どういうふうな診断を樹木医はなさっておられますか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えいたします。「一位の木」につきましては、町の指定文化財としてこれまで継続的に管理してきているところでございます。

今回、管理業務の委託料減額になりましたのは、今年度に入りまして樹木医さんに現場を見てもらって、昨年度まで施してきた対応の状況から、今年度は具体的な手当てをしないで一年間様子を見ましようということで、そういうことから委託料が不要となったために今回減額させていただいたものでございますが、「一位の木」そのものは樹勢がかなり劣っているということで、ひこばえが育ってはおりますけれども、本体の昔からの木は非常に樹勢が劣って危ない状態であるというふうな現状でございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数ははっきりしないんですけれども、拠点施設の実施設計ですね、さっき政美議員も聞いておりましたけれども、実施設計も組んでいくんだというようなことなんですけれども、できてしまってから我々に「こうなったじゃ」というふうにされても、我々もそれを変更するとかということは極めて難しい問題だと思っているんですけれども、いずれにしても工程上は何月ごろまで実際設計をでかしてしまうのか、あるいは議員に対する説明はいつごろ予定しているのか、少なくともその辺ぐらいははっきりさせてもらいたいなと思っているんですけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。今回の実施設計につきましては、前にもご説明申し上げましたけれども、プロポーザルの方式で検討しております。設計者を設定するためにプロポーザル方式を持ちまして、その段階で一応十社ぐらいにお願いしまして、我々のほうで三社から五社に絞りまして、その結果、その方々に平面図とか外観、そこら辺を提出していただきまして、プレゼンを行うということで、ある程度固まりましたら皆さんのほうに説明会を持っていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ですから、その辺がいつごろになるのかという、いわゆる建物の実施設計の段階の工程について私が聞いている、私だけでなく皆さんも関心あるんだと思うんですけども、その辺はどうなんですかということ聞いておるわけです。

○議長（野呂日出男君）

推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。時期的なものですけれども、早目ということは考えておりますけれども、一応早くても九月議会のときに皆さんのほうにお示しできればと思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十七号を採決いたします。議案第十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第十八号平成二十七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十八号を採決いたします。議案第十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議案第十九号平成二十七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十九号を採決いたします。議案第十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十八、議案第二十号平成二十七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といた

します。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十号を採決いたします。議案第二十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十九、議案第二十一号平成二十七年度藤崎町水道事業会計補正予算（第五回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十一号を採決いたします。議案第二十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十一号は原案のとおり可決されました。

日程第三十、議案第二十二号平成二十七年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十二号を採決いたします。議案第二十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十二号は原案のとおり可決されました。

日程第三十一、予算特別委員会報告を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議員全員で構成する予算特別委員会の審査であり、委員長から報告書が提出され、お手元に配付しているとおりであります。委員長報告は会議規則第三十九条第三項の規定により省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、平成二十八年度各会計予算案の議案第二十三号から議案第二十八号までは、議員全員による予算特別委員会で審査いたしましたので、説明、質疑及び討論を省略、採決いたします。

日程第三十二、議案第二十三号平成二十八年度藤崎町一般会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

平成二十八年度の予算は総額で七十一億五千円余であります。その多くは町民の暮らしや福祉、教育に役立つものでございます。特に子育て支援のための子ども医療費無料化事業の所得制限の撤廃や、病児保育の実施に踏み出したことについては評価しているところであります。しかしながら、次のような主なる理由で平成二十八年度一般会計予算に賛成できません。

その理由の第一は、マイナンバー制度の関連予算一千四百六十万円ほどの問題であります。国がやることだから仕方がないということであるわけにはいかないと考えております。町民多数にとってはさしたる利便性と利益をもたらすものだとは思われません。

また、今後のセキュリティー対策、更新、メンテナンス、多額の費用・予算が見込まれるだけではなく、一〇〇%の情報漏えいを防ぐという完全なシステムの構築はほぼ無理だろうと、不可能ではないかと思われるものであります。中止や廃止が必要であると思います。この制度に関連するような予算規模を保育士やあるいはまた介護人材の処遇改善にこそ振り向けるべき国家的な事業ではないかと考えております。

二つ目は、電源三法交付金自治体以外の原子力施設地域助成金二千百万円であります。自治体ばらまきとも言うべき事業実施は中止すべき段階ではないかなと考えております。再生可能エネルギーの大幅増加の措置や電力料金引き下げ、そして国家的な事業である廃炉などに向けた事業にこそ、その使途を切りかえていくべきだということでもあります。

三つ目は、パート職員の待遇改善をさらに進めるべきだという理由であります。学童保育指導員については、経験二年以上や有資格を条件に七百二十円から八百円に引き上げられたということについては評価するところでありますが、パート調理員については七百二十円から十円引き上げの七百三十円の段階であります。政府は今、同一労働同一賃金を打ち出している現状から見れば、さらに改善を進めるべきものであるということでもあります。

なお、本定例会の予算特別委員会の反対理由の私の討論の中で、パート職員は時給七百二十円のままであるという発言

は正確なものでなく、おわびし、訂正させていただきます。

四つ目の反対の理由は、修学旅行助成金は一部分でも残すべきだという理由であります。

以上の理由によりまして本議案に賛成できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。小野 稔君。

○六番（小野 稔君）

私は、議案第二十三号平成二十八年度藤崎町一般会計予算案に賛成するものであります。

なぜならば、今回のこの予算でありますけれども、まずは一つ目、先ほど浅利議員も言っていましたけれども、少子化対策、これは二十五年度より中学生までを対象として所得制限を設けておりましたけれども、今回はその所得制限を撤廃してこれに向かうということであります。そのほか、病後の子供を預かるために病後一時対応病児保育室も改築というということであります。

もう一つは、安定した農業経営及び農業六次産業化を目指すために町長は、農地・農産物拠点づくりの事業も入っておりますので、私はこの予算は適正であると判断して賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第二十三号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第二十三号は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

賛成多数であります。よって、議案第二十三号は原案のとおり可決されました。

日程第三十三、議案第二十四号平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十四、議案第二十五号平成二十八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十五、議案第二十六号平成二十八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

介護保険特別会計予算に賛成できないということの理由でございます。平成二十八年度介護保険特別会計は、総額十七億円余の歳入歳出予算であります。その体制は介護保険事業に必要なものであるということを否定するものではありません。しかしながら、反対する主なる理由の第一は介護報酬の引き下げ、全国的には平均二・二七%ほど。そして我が町においては一%程度というようなことでもありますけれども、介護報酬の引き下げの影響もあり、介護保険給付費の低下も見られるわけであります。このことは介護施設の運営や今後の介護職員の人材確保に大きな影響を与えていくものだからであります。

また、介護保険給付費のさらなる国庫負担の五%程度の増額などを求めていく必要があると思っております。

以上の理由から、本特別会計に賛成できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を求めます。阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

私は、藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案に賛成するものであります。

今回の予算案は、介護保険法と第六期介護保険事業計画にのっとりルールどおりに算定されていることや、高齢者が住みなれた地域で尊厳を持って生活が可能な社会構築のための医療・介護連携推進事業、認知症支援事業、生活支援体制整備事業を他市町村に先駆けて取り組むための経費が計上されておりますことから、この予算案に賛成するものであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第二十六号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第二十六号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第二十六号は原案のとおり可決されました。

日程第三十六、議案第二十七号平成二十八年度藤崎町水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十七、議案第二十八号平成二十八年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十一時六分

再 開 午前十一時七分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第三十八、議案第二十九号藤崎町副町長選任の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

提案理由説明では「このたびは町長が就任して以降、空席となっております副町長選任に五十嵐 晋氏を選任いたしたく提案申し上げます」というふうになっておるのですけれども、町長が町長の仕事の補佐役として選任したことについては何ら異議のないものでありますけれども、副町長候補としてさまざまな、例えば県庁、あるいはまた県庁OB、あるいはまた他の人材、弘前市からの教育長でおいでになっていらっしゃる方まで我が町にはいらっしゃるわけでありませう。どのようなお考えで現総務課長を選任なさったのか、その辺の経過と町長の気持ちをこの際改めてお聞きしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

浅利直志議員の質問にお答えします。就任したのは五年前の十一月二十一日からでした。その間、丸四年、そして五年目に入りましたけれども、振り返ってみれば、合併時には二百二十名いた職員が今百四十名という体制、マンパワーも

確かに減少しています。また、議員の皆さんもおのずとの議員発議で三十人あった議員数も今十四ということで、非常に町の財政も考えていただいているところでございます。

四年間ひたすら愚直に、そして謙虚に歩ませていただいたんですが、一期目の途中から中南の町村会の会長も拝命することになりました。よって、そうなれば県の町村会の理事と、その二年を経て今度は中南から監事も輩出してくださいということで引き続き監事という重責も担わせていただいております。また市町村共済組合の組織の中での役員という形で、理事から今監事という立場でもなっていて、そういう意味から県の仕事もある程度重責を担っていて、役場をあげる機会も相当ふえてきたということも一つの理由になります。

また、四年間を振り返ってみれば、確かに人それぞれ考え方はあると思いますが、私は藤崎町を一番熟知した現職の職員から選びたいという当初の意向もあったところが基本的なところでございます。もちろん、例えば国とか県とかのパイプを強くするために県庁OBという考え方もあるようでございますが、そういうことも総体的にあらゆる角度から熟知して大体一月の末ごろに心を固めさせていただきました。

今後は皆様のご理解を得て承認いただければ、四月一日から、五十嵐氏はもっと重い立場で地方行政の一角を占めるという形になると思います。さらには、職員とのまずは一致方向を見出して、ますます多様化している行政ニーズに対応するために今回提案させていただいたというところでございますので、議員各位のご理解をよろしくお願いしたいと存じます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ありがとうございます。提案理由説明書の中で「なお、同意を得ましたときは四月一日付で選任したいと考えておりま

す」というふうになっておるんですけれども、早い話、同意は四月一日付からだよという条件つきなのかどうか、その辺が自治法上、そういう期限つき同意を求めているんだというふうに理解はしたんですけれども、その辺の内容が何か明記されているのかどうか、もうちょっとはっきりさせたほうがいいのかと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょう。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

その辺も十分、地方自治法にのっとって精査させていただきました。ただ、今現状では、もう一年、任期を残した総務課長の立場ということでございますので、年度中はその重責を全うしていただくということで新年度から四月一日というところでございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十九号を採決いたします。議案第二十九号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十九号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十一時十四分

再 開 午前十一時十四分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第三十九、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第四十、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十八年第一回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時十五分

地方自治法第二百三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 藤 林 公 正

署名議員 吉 村 忠 男

署名議員 相 馬 勝 治